

池田市共同利用施設指定管理者選定・評価委員会の
会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、池田市共同利用施設指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第40号）第5条の規定に基づく池田市共同利用施設指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）第7条の規定に該当する情報に関し検討するときは、会議の全部又は一部を非公開とする。

(会議の公開の方法等)

第3条 会議の公開は、傍聴によるものとする。

2 評価委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会議を円滑に運営するために会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は学校等に在籍する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、検討内容等に利害関係を有する者

(傍聴の定員等)

第5条 会議の傍聴の定員は、5名以上で委員長が委員会に諮って定める。

- 2 会議の傍聴の受付は、会議の開催時刻の30分前に行うものとする。
- 3 会議の傍聴を希望する者が第1項に規定する定員を超えるときは、先着順

とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、抽選によることができる。

(傍聴要領の周知等)

第6条 委員会の事務局は、会議の傍聴要領を作成し、これを会場に掲示する等の方法により傍聴人への周知を図らなければならない。

2 傍聴人は、傍聴要領を遵守しなければならない。

3 委員会の事務局は、傍聴人に対し、会議次第及び会議資料を配布するものとする。

(会議開催の公表)

第7条 会議の開催は、事前に公表するものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を記載した「会議開催のお知らせ」を、広報誌への掲載、行政情報コーナーでの掲示等により行うものとする。

(1) 会議の名称

(2) 議題

(3) 会議の開催日時及び場所

(4) 傍聴者の定員

(5) 傍聴手続

(6) 問合せ先

(会議録の閲覧)

第8条 公開した会議の議事録は委員会の事務局が作成し、会議資料とともに、行政情報コーナー等により閲覧に供するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、市長公室コミュニティ推進課において行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、令和3年7月16日から実施する。